(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人(以下「法人」という。)の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)が退職をした場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

- 第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の給料月額に100分の100の割合を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は 減額した額とすることができる。

(在職期間の計算)

- 第3条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職、解 任、又は死亡の日の属する月までの月数による。
- 3 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間において、3ヵ月未満の在職期間又は端数はこれを切り捨て、3ヵ月以上9ヵ月未満は6ヵ月とし、9ヵ月以上はこれを1年に切り上げる。

(職員との在職期間の通算)

- 第4条 役員が、引き続いて職員(神戸市公立大学法人職員退職手当規則(2023年4月規則第50号。以下「職員退職手当規則」という。)第2条に規定する職員をいう。)となった場合は、この規則による退職手当は支給しない。
- 2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた 在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条第1項に規定する給料月額をもとに、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規則第8条に規定する在職期間とみなして、職員退職手当規則の規定により得た額とする。

(神戸市職員との在職期間の通算)

第5条 神戸市職員(神戸市職員退職手当条例(昭和24年9月神戸市条例第147号。以下「退職手当条例」という。)第2条に規定する職員をいう。)が、役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引

き続いた在職期間には、その者の神戸市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き神戸市職員となった場合においては、この規則による退職手当は支給しない。
- 3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額は、第2条第 1項(前項の場合を除く)の規定にかかわらず、理事長が別に定める額に、役員と しての引き続いた在職期間を職員退職手当規則第8条に規定する在職期間とみなし て、職員退職手当規則に規定する支給率を乗じて得た額とする。

(神戸市職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、神戸市職員を定年又は勧奨により退職し、退職手当条例の規定 による退職手当の支給を受けている者には、この規則による退職手当は支給しな い。

(退職手当の支給制限)

第7条 退職手当は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号に該当するものとして解任された役員には支給しない。

(退職手当の支給の一時差止め)

第8条 退職手当の支給の一時差止めの取扱については、職員退職手当規則第19条の規定を準用する。

(退職手当の返納等の取扱い)

- 第9条 退職手当の返納等については、職員退職手当規則第20条の規定を準用する。 (退職手当の支給)
- 第10条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額 を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位等)

第11条 前条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規則第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(口座振替による支払)

第12条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規則の規定するところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第14条 この規則に規定するもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事 長が別に定める。 附則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学役員退職手当規程(2007年4月規程第94号)は、廃止する。